

通し 番号	証拠番号	品目	写真	製作者 原著作者	権利取得原因	創作性についての主張	著作権侵害の侵害内容
24	Z.5 18.00	中宗大王の赤地に 金の衣装 上衣(絹)		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日, 原告 は, MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	王役に制作されたもので、絹など の高級な材料を使用して製作され、 また金糸の豪華な刺繍が施され、本 役の役者の雰囲気に合わせて制作 された一品制作品であって創作性が 高い。保険評価額が高い。	同上
25	Z.5 19.00	中宗大王の大祭(即 位)の衣装 黒上衣 (化繊)		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日, 原告 は, MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	王の即位の儀式用に制作されたも ので、金糸の豪華な刺繍や玉の装 飾が施されており、一品制作された ものであって創作性が高い。保険評 価額が高い。	同上
26	Z.5 19.10	中宗大王の大祭(即 位)の衣装(ミョン リュウカン)		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日, 原告 は, MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	王の即位の儀式用に制作されたも ので、金糸の豪華な刺繍や玉の装 飾が施されており、一品制作された ものであって創作性が高い。保険評 価額が高い。	同上

通し 番号	証拠番号	品目	写真	製作者 原著作者	権利取得原因	創作性についての主張	著作権侵害の侵害内容
27	Z.5 35.00	皇太后の衣装(白と 青の組み合わせ)デ ランジマ(スカート) (絹、金箔)		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日、原告 は、MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	皇太后役用に制作されたもので、絹 など的高級な材料を使用して製作さ れ、また金糸の豪華な刺繍が施さ れ、本役の役者の雰囲気に合わせて 一品制作されたものであって創作 性が高い。保険評価額が高い。	同上
28	Z.5 35.10	皇太后の衣装(白と 青の組み合わせ) 唐衣(絹、金箔)		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日、原告 は、MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	皇太后役用に制作されたもので、絹 など的高級な材料を使用して製作さ れ、また金糸の豪華な刺繍が施さ れ、本役の役者の雰囲気合わせ て一品制作されたものであって創作 性が高い。保険評価額が高い。	同上
29	Z.5 37.00	文定皇后の衣装 デ ランジマ(スカート) (絹、金箔)		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日、原告 は、MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	皇后役用に制作されたもので、絹な どの高級な材料を使用して製作さ れ、また金糸の豪華な刺繍が施さ れ、本役の役者の雰囲気合わせ て一品制作されたものであって創作 性が高い。保険評価額が高い。	同上
30	Z.5 37.10	文定皇后の衣装 唐 衣(絹、金箔)		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日、原告 は、MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	皇后役用に制作されたもので、絹な どの高級な材料を使用して製作さ れ、また金糸の豪華な刺繍が施さ れ、本役の役者の雰囲気合わせ て一品制作されたものであって創作 性が高い。保険評価額が高い。	同上

通し 番号	証拠番号	品目	写真	製作者 原著作者	権利取得原因	創作性についての主張	著作権侵害の侵害内容
31	Z.5 107.00 107.10 107.41 107.42	水刺間 女官衣装 (赤)チマ(スカート) チョゴリ(上衣) (絹) 女官たちの衣装 (赤) エプロン		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日、原告 は、MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	朝鮮王朝時代にもエプロンは存在したが、腰から下に巻くスタイルのものではなく、ドラマの衣装用エプロンは上半身を覆うスタイルのもので、ドラマ用に新たにデザインされたものである。このエプロンには、両サイドにスリットが入っており、歩いたときに下に着たスカートの色が見えるようにし、また、身分の高い人に会うときに手を隠せるようにしてきちんとした印象と清潔感を与えることができるように工夫されており創作性が高い。さらに、朝鮮王朝時代の王族以外の服は白黒以外の色を使うことがほとんどなく、鮮やかな色彩を使用した衣装は時代考証に忠実に再現されたものではなく、本件ドラマ用に特別に制作されたものである(甲12の3)。	同上
32	Z.5 108.00	尚宮(一般職)の衣 装 チマ(スカート)、 唐衣(絹)		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日、原告 は、MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	朝鮮王朝時代の王族以外の服は白黒以外の色を使うことがほとんどなく、鮮やかな色彩を使用した衣装は時代考証に忠実に再現されたものではなく、本件ドラマ用に特別に制作されたものである(甲12の3)。	同上

通し 番号	証拠番号	品目	写真	製作者 原著作者	権利取得原因	創作性についての主張	著作権侵害の侵害内容
33	Z.5 108.31	最高尚宮(一般職) の衣装 チマ(スカート)、唐衣		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日、原告 は、MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	朝鮮王朝時代の王族以外の服は白 黒以外の色を使うことがほとんどな く、鮮やかな色彩を使用した衣装は 時代考証に忠実に再現されたもの ではなく、本件ドラマ用に特別に制 作されたものである。	同上
34	Z.5 123.00 123.10	水刺間 女官見習い 幼少期の衣装 チマ (スカート) チョゴリ (上衣)(化繊) 水刺間 女官見習い 幼少期の衣装 エプ ロン		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日、原告 は、MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	朝鮮王朝時代にもエプロンは存在し たが、腰から下に巻くスタイルのもの しかなく、ドラマの衣装用エプロンは 上半身を覆うスタイルのもので、ドラ マ用に新たにデザインされたもので ある。このエプロンには、両サイドに スリットが入っており、歩いたときに 下に着たスカートの色が見えるよう にし、また、身分の高い人に会うとき に手を隠せるようにしてきちんとした 印象と清潔感を与えることができる ように工夫されており創作性が高い。 さらに、朝鮮王朝時代の王族以外の 服は白黒以外の色を使うことがほと んどなく、鮮やかな色彩を使用した 衣装は時代考証に忠実に再現され たものではなく、本件ドラマ用に特別 に制作されたものである。	同上
35	Z.5 125.00	女官見習い 大人の 衣装(水色) チマ (スカート)、チョゴリ (上衣)(絹)		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日、原告 は、MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	朝鮮王朝時代の王族以外の服は白 黒以外の色を使うことがほとんどな く、鮮やかな色彩を使用した衣装は 時代考証に忠実に再現されたもの ではなく、本件ドラマ用に特別に制 作されたものである。	同上

通し 番号	証拠番号	品目	写真	製作者 原著作者	権利取得原因	創作性についての主張	著作権侵害の侵害内容
36	Z.5 127.00	水刺間 女官一般の 衣装(赤)チマ(ス カート)、チヨゴリ(上 衣)(絹)		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日, 原告 は, MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	朝鮮王朝時代の王族以外の服は白 黒以外の色を使うことがほとんどな く, 鮮やかな色彩を使用した衣装は 時代考証に忠実に再現されたもの ではなく, 本件ドラマ用に特別に制 作されたものである(甲12の3)。	同上
37	Z.5 129.00	尚宮一般職の衣装 (薄緑)チマ(スカ ート)、唐衣		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日, 原告 は, MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	朝鮮王朝時代の王族以外の服は白 黒以外の色を使うことがほとんどな く, 鮮やかな色彩を使用した衣装は 時代考証に忠実に再現されたもの ではなく, 本件ドラマ用に特別に制 作されたものである。	同上
38	Z.5 131.00 131.10	最高尚宮の衣装(濃 緑)チマ(スカ ート)、 唐衣 最高尚宮の衣装(濃 緑)エプロン		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日, 原告 は, MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	朝鮮王朝時代にもエプロンは存在し たが, 腰から下に巻くスタイルのもの しかなく, ドラマの衣装用エプロンは 上半身を覆うスタイルのもので, ドラ マ用に新たにデザインされたもので ある。このエプロンには, 両サイドに スリットが入っており, 歩いたときに 下に着たスカートの色が見えるよう にし, また, 身分の高い人に会うとき に手を隠せるようにきちんとした 印象と清潔感を与えることができる ように工夫されており創作性が高 い。 さらに, 朝鮮王朝時代の王族以外の 服は白黒以外の色を使うことがほと んどなく, 鮮やかな色彩を使用した 衣装は時代考証に忠実に再現され たものではなく, 本件ドラマ用に特別 に制作されたものである。	同上

通し 番号	証拠番号	品目	写真	製作者 原著作者	権利取得原因	創作性についての主張	著作権侵害の侵害内容
39	Z5 151.01 151.02	医女衣装(見習いピ ンク)チマ(スカート) チヨゴリ(上衣) 医女衣装(見習い) 青い診察服(麻織)		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日, 原告 は, MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	医女の服に関する正確な資料がなく、ドラマの内容に合わせて宮廷女官の服装を变形させて簡単に脱ぎ着することができるようデザインした。	同上
40	Z5 151.50 151.51	医女(一般)衣装 (白)チマ(スカート) チヨゴリ(上衣)(絹) (大長今と一般医 女) 医女(一般)衣装 (白)診療服(青)(麻 織)(大長今と一般 医女)		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日, 原告 は, MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	医女の服に関する正確な資料がなく、ドラマの内容に合わせて宮廷女官の服装を变形させて簡単に脱ぎ着することができるようデザインした。	同上
41	Z5 152.00 152.10	医女(名誉職)衣装 (白)チマ(スカート) 唐衣(絹) 医女(名誉職)衣装 診療服(麻織)		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日, 原告 は, MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	医女の服に関する正確な資料がなく、ドラマの内容に合わせて宮廷女官の服装を变形させて簡単に脱ぎ着することができるようデザインした。	同上